

徳島市マンション管理適正化推進計画

令和5年3月

徳 島 市

徳島市マンション管理適正化推進計画

1 本計画について

(1) 計画策定の趣旨

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）」（以下「法」という。）が令和2年に改正されたことに伴い、国が定める基本方針に基づき「マンション管理適正化推進計画」を定めた地方公共団体は、管理計画認定制度の運用が可能となった。

本市においても、今後、高経年マンションの急増が見込まれており、適正に管理されていない管理不全マンションでは、居住環境の低下のみならず、外壁が剥落するなど、居住者や近隣住民の生命・身体への危害、周辺の住環境や都市環境の低下を生じさせるなど深刻な問題を引き起こすおそれがある。

本計画は、法第3条の2に基づいて定める「マンション管理適正化推進計画」であり、マンション管理組合（以下「管理組合」という。）による自律的かつ適切なマンション管理の促進に向けた施策を講じることにより、管理不全マンションによる周辺環境への悪影響を防止することを目的として策定するものである。

(2) 計画の対象地域

本計画は、徳島市全域を対象とする。

(3) 計画期間

本計画の期間は、「徳島市住生活基本計画」に合わせ、令和13年度までとする。

なお、住生活基本計画の見直し等に併せて、必要に応じた見直しを行うものとする。

2 市内マンションの現況

令和2年度及び令和3年度に徳島県が県内のマンションの管理状況等に関する実態調査を実施した。うち徳島市域のマンションに関する主な分析は次のとおりである。

(1) 立地の状況

令和4年6月現在、市内には162棟8,750戸存在し、このうち7棟260戸が築40年を超える高経年マンションである。今後、高経年マンションの棟数は、5年後には32棟1,255戸（4.6倍）、10年後には70棟3,833戸（10倍）となり、この増加率は令和2年に国土交通省が調査した全国データ（5年後1.5倍、10年後2.2倍）を大きく上回る速度である。

(2) 管理の状況

- ・ 「長期修繕計画」を作成していると回答した管理組合の割合は71.1%であった。特に、管理業務を業者に委託していない「自主管理」を行っている管理組合ほど長期修繕計画を作成していない状況がみられる。
- ・ 作成している長期修繕計画について、「5年ごとを目安に定期的な見直しを行っている

る」割合は 65.6%であった。

- ・ 現在の長期修繕計画作成時に、国土交通省の様式を活用した割合は 40.6%
- ・ 修繕積立金はほぼすべての組合で徴収されている。
- ・ 修繕積立金の徴収額決定の根拠について、「長期修繕計画で算出された必要額に基づき決めた」割合は 71.4%であった。
- ・ 修繕積立金の積立方式は、現在では「段階増額積立方式」の割合が 59.5%で、「均等積立方式※」の 35.7%を上回っている。

※ 将来にわたって安定的な修繕積立金を確保する観点から、「均等積立方式」が望ましいとされている。(国土交通省作成の「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」より)

3 マンションの管理の適正化に関する目標

市内マンションにおける長期修繕計画を作成している管理組合の割合が全国に比べて低い状況にあり、長期修繕計画を作成している管理組合でも、見直しを行っていないか、修繕積立金額の決定根拠を長期修繕計画から算出していない管理組合も存在している。

国が定める「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和3年国土交通省告示第1286号）」において、法第5条の2に基づく助言、指導及び勧告を行う際の判断の基準の目安として、「以下の事項が遵守されていない場合」が示されている。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1 管理組合の運営<ul style="list-style-type: none">(1) 管理組合の運営を円滑に行うため管理者等を定めること(2) 集会を年に1回以上開催すること2 管理規約<ul style="list-style-type: none">管理規約を作成し、必要に応じ、その改正を行うこと3 管理組合の経理<ul style="list-style-type: none">管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理を行い、適正に管理すること4 長期修繕計画の作成及び見直し等<ul style="list-style-type: none">適時適切な維持修繕を行うため、修繕積立金を積み立てておくこと |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

そこで、本計画では、市域の全てのマンションについて、長期修繕計画が作成されることをはじめ、上記事項が遵守されていないマンションを解消することを目標とする。

4 マンションの管理の状況を把握するための措置

住生活基本計画の見直し等の機会に併せて、マンションの管理状況を把握するための調査を行う。

5 マンションの管理の適正化推進を図るための施策等

徳島県マンション管理士会や独立行政法人住宅金融支援機構等とも連携し、国が作成したガイドライン等の資料や、マンション管理士等による相談窓口、長期修繕計画の作成支援サービス等の周知を行う。また関係団体と協力して相談会等を開催し、管理組合が抱える管理上の課題を把握し適切な支援を行っていく。

6 マンションの管理の適正化に関する指針

市マンション管理適正化指針は、国のマンション管理指針（別添1）を準用する。本指針は管理組合が、マンションの管理適正化に向けて留意すべき事項を示すものであり、管理組合においては、本指針を踏まえ、日常的なマンション管理の適正化に努めることが求められる。

市は、管理組合の運営が本指針に照らして不適切であると認める時は、法第5条の2に基づき、管理組合に対し、適正化を図るために必要な助言、指導及び勧告を行う。

7 管理計画認定制度の運用

管理組合に対し、法第三章に規定されている管理計画認定制度を積極的に周知し、マンション管理計画の作成及び認定を促すことにより、マンション管理適正化を推進する。

なお、法第5条の4に基づく管理計画の認定基準は別添2のとおりとする。

マンション管理適正化指針

(令和3年国土交通省告示第1286号 第3)

1 管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向

マンションは、我が国における重要な居住形態であり、その適切な管理は、マンションの区分所有者等だけでなく、社会的にも要請されているところである。

このようなマンションの重要性にかんがみ、マンションを社会的資産として、この資産価値をできる限り保全し、かつ、快適な居住環境が確保できるように、以下の点を踏まえつつ、マンションの管理を行うことを基本とするべきである。

- (1) マンションの管理の主体は、マンションの区分所有者等で構成される管理組合であり、管理組合は、区分所有者等の意見が十分に反映されるよう、また、長期的な見通しを持って、適正な運営を行うことが必要である。特に、その経理は、健全な会計を確保するよう、十分な配慮がなされる必要がある。また、第三者に管理事務を委託する場合は、その内容を十分に検討して契約を締結する必要がある。
- (2) 管理組合を構成するマンション区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を大切に果たすよう努める必要がある。
- (3) マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要である。
- (4) さらに、マンションの状況によって、外部の専門家が、管理組合の管理者等又は役員に就任することも考えられるが、その場合には、マンション区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要である。

2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項

(1) 管理組合の運営

管理組合の自立的な運営は、マンションの区分所有者等の全員が参加し、その意見を反映することにより成り立つものである。そのため、管理組合の運営は、情報の開示、運営の透明化等を通じ、開かれた民主的なものとする必要がある。また、集会は、管理組合の最高意思決定機関である。したがって、管理組合の管理者等は、その意思決定にあたっては、事前に必要な資料を整備し、集会において適切な判断が行われるよう配慮する必要がある。

管理組合の管理者等は、マンション管理の目的が達成できるように、法令等を遵守し、マンションの区分所有者等のため、誠実にその職務を執行する必要がある。

(2) 管理規約

管理規約は、マンションの管理の最高自治規範であることから、管理組合として管理規約を作成する必要がある。その作成にあたっては、管理組合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じてその改正を行うこと、これらを十分周知することが重要である。さらに、快適な居住環境を目指し、マンションの区分所有者等間のトラブルを未然に防止するために、使用細則等マンションの実態に即した具体的な住まい方のルールを定めておくことも重要である。

また、管理費等の滞納など管理規約又は使用細則等に違反する行為があった場合、管理組合の管理者等は、その是正のため、必要な勧告、指示等を行うとともに、法令等に則り、少額訴訟等その是正又は排除を求める法的措置をとることが重要である。

(3) 共用部分の範囲及び管理費用の明確化

管理組合は、マンションの快適な居住環境を確保するため、あらかじめ、共用部分の範囲及び管理費用を明確にし、トラブルの未然防止を図ることが重要である。

特に、専有部分と共用部分の区分、専用使用部分と共用部分の管理及び駐車場の使用等に関してトラブルが生じることが多いことから、適正な利用と公平な負担が確実になされるよう、各部分の範囲及びこれに対するマンションの区分所有者等の負担を明確に定めておくことが重要である。

(4) 管理組合の経理

管理組合がその機能を発揮するためには、その経済的基盤が確立されている必要がある。このため、管理費及び修繕積立金等について必要な費用を徴収するとともに、管理規

約に基づき、これらの費目を帳簿上も明確に区分して経理を行い、適正に管理する必要がある。

また、管理組合の管理者等は、必要な帳票類を作成してこれを保管するとともに、マンションの区分所有者等の請求があったときは、これを速やかに開示することにより、経理の透明性を確保する必要がある。

(5) 長期修繕計画の作成及び見直し等

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが必要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。

長期修繕計画の作成及び見直しにあたっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要がある。長期修繕計画の実行性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンション区分所有者等に十分周知させることが必要である。

管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンション区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるようにすることが重要である。

なお、建設後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、建替え等についても視野に入れて検討することが望ましい。建替え等の検討にあたっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知させるなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握し、合意形成を図りながら進める必要がある。

(6) 発注等の適正化

管理業務の委託や工事の発注等については、事業者の選定に係る意思決定の透明性確保や利益相反等に注意して、適正に行われる必要があるが、とりわけ外部の専門家が管理組合の管理者等又は役員に就任する場合においては、マンションの区分所有者等から信頼されるような発注等に係るルールの整備が必要である。

(7) 良好な居住環境の維持及び向上

マンションの資産価値や良好な居住環境を維持する観点から、防災に係る計画の作成・周知や訓練の実施、被災時を想定した管理規約上の取り決め、火災保険への加入等、管理組合としてマンションにおける防災・減災や防犯に取り組むことは重要である。

また・防災・減災、防犯に加え、日常的なトラブルの防止などの観点からも、マンションにおけるコミュニティの形成に積極的に取り組むことが重要である。

一方、自治会及び町内会等（以下「自治会」という。）は、管理組合と異なり、各居住

者が各自の判断で加入するものであることに留意するとともに、特に管理費と自治会費の徴収、支出を分けて適切に運用する必要がある。なお、このような適切な峻別や、代行徴収に係る負担の整理が行われるのであれば、自治会費の徴収を代行することや、防災や美化などのマンションの管理業務を自治会が行う活動と連携して行うことも差し支えない。

(8) その他配慮すべき事項

マンションが団地を構成する場合には、各棟固有の事情を踏まえつつ、全棟の連携をとって、全体として適切な管理がなされるように配慮することが重要である。

また、管理組合は、組合員名簿や居住者名簿の管理方法等、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）による個人情報取扱事業者としての義務を負うことに十分に留意する必要がある。

3 マンションの管理の適正化のためにマンションの区分所有者等が留意すべき事項

マンションを購入しようとする者は、マンションの管理の重要性を十分認識し、売買契約だけでなく、管理規約、使用細則、管理委託契約、長期修繕計画等管理に関する事項に十分に留意することが重要である。また管理組合及びマンションの区分所有者等は、マンションを購入しようとするものに対するこれらの情報の提供に配慮する必要がある。

マンションの区分所有者等は、その居住形態が戸建てとは異なり、相隣関係等に配慮を要する住まい方であることを十分に認識し、その上で、マンションの快適かつ適正な利用と資産価値の維持を図るため、管理組合の一員として、進んで、集会その他の管理組合の管理運営に参加するとともに、定められた管理規約、集会の決議等を遵守する必要がある。そのためにも、マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関する法律等についての理解を深めることが重要である。

専有部分の賃借人等の占有者は、建物又はその敷地もしくは付属施設の使用方法につき、マンションに区分所有者等が管理規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負うことに十分に留意することが必要である。

4 マンションの管理の適正化のための管理委託に関する事項

管理組合は、マンションの管理の主体は管理組合自身であることを認識したうえで、管理事務の全部又は一部を第三者に委託しようとする場合は、「マンション標準管理委託契約書」を参考に、その委託内容を十分に検討し、書面又は電磁的方法（管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の承諾を得た場合に限り。）をもって管理委託契約を締結することが重要である。

管理委託契約先を選定する場合には、管理組合の管理者等は、説明会等を通じてマンションの区分所有者等に対し、当該契約内容を周知するとともに、マンション管理業者の行う管理事務の報告例等を参考にし、管理事務の適正な選定が図られるよう努める必要がある。

万が一、マンション管理業者の業務に関して問題が生じた場合には、管理組合は、当該マンション管理業者にその解決を求めるとともに、必要に応じ、マンション管理業者の所属する団体にその解決を求める等の措置を講じる必要がある。

法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準

法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準は、以下の基準のいずれにも適合することとする。

1 管理組合の運営

- (1) 管理者等が定められていること
- (2) 監事が選任されていること
- (3) 集会在年1回以上開催されていること

2 管理規約

- (1) 管理規約が作成されていること
- (2) マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要などの専有部への立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること
- (3) マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（または電磁的方法による提供）について定められていること

3 管理組合の経理

- (1) 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
- (2) 修繕積立金会計から他の会計への充当等がなされていないこと
- (3) 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内であること

4 長期修繕計画の作成及び見直し等

- (1) 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること
- (2) 長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われること
- (3) 長期修繕計画の実行性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること
- (4) 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと
- (5) 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと
- (6) 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること

5 その他

- (1) 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等

- の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること
- (2) 都道府県等のマンション管理適正化指針に照らして適切なものであること

徳島市マンション管理適正化計画

令和5年3月

徳島市都市建設部住宅課
〒770-0851 徳島市幸町2丁目5番地
(088) 621-5285